

第1章 はじめに

第1節 飲酒をめぐる諸問題と本研究の目的

1 飲酒がもたらす諸問題

アルコールは、広く社会で飲用されている嗜好品であるが、常用・多用することで強い精神的・身体的依存を生じさせ、過度の摂取により重篤な身体疾患を招く可能性があるなど、様々な問題を引き起こすことが指摘されている。また、社会には、時間、場所、機会に応じ、一般に受け入れられる飲み方や酔い方があるが、これから大きく逸脱した飲酒行動やその繰返しに対しては、周囲から非難が生じ、時には刑事処罰等の制裁を受けることとなる^{34, 36}。

なお、日本人は、他の人種と比べ、アルコールの代謝に重要な役割を果たす酵素の活性が低い（酒に弱い）体質の者の割合が多いにもかかわらず、文化的には、飲酒に対して親和的であり、成人のほとんどが飲酒経験を有し、飲酒が親睦の手段としても重要な位置を占め、人間関係の円滑・活性化、疲労感の軽減やストレスの解消等に一定の役割を果たし、一般的には、飲酒酩酊下での「はめを外した行動」に対しても比較的寛容な傾向があるとされている。

他方、過度の飲酒がもたらす健康問題は深刻であり、樋口進らによる「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究」における全国調査（平成15年）によると、WHOが定めた国際疾病分類第10版（ICD-10）の診断基準に基づくアルコール依存症者は、我が国で約82万人と推計されている²⁴。また、厚生労働省による人口動態調査（平成20年）によれば、同年において、アルコール性肝疾患による死者数は4,155人、飲酒による精神及び行動の障害による死者数は325人に及ぶ¹⁵。

こうした健康問題のほか、古くから飲酒が引き起こす社会問題として、アルコールは心理的抑制を弱め、攻撃性等の衝動を増強・解放させるなどして、暴力等の反社会的行為を誘発することが指摘されており、時には犯罪行為にまで至ることもある。前記の樋口らによる調査（平成15年）の結果に基づく推計では、我が国において何らかの飲酒にまつわる問題行動の被害を受けたことがある成人は、およそ3,040万人に上るとされている²⁴。

2 飲酒と犯罪との関連

飲酒と犯罪との関連は多面的である。まず、加害者が飲酒・酩酊した状態で犯罪に及ぶ場合がある。これには、①飲酒による酩酊状態等が犯罪構成要件の一部であったり、飲酒行為が犯罪と直接的に結び付いているもの（酒気帯び・酒酔い運転、飲酒による人身事故等）、②飲酒による薬理効果が規範意識や判断力を弛緩・低下させて犯罪を誘発・促進したと考えられるもの（酔余の粗暴犯や性犯罪等）などが挙げられる。また、犯行時には必ずしも飲酒を伴わないものの、加害者の飲酒と犯罪の発生に関連が認められる場合として、③飲酒への欲求が犯罪動機となっているもの（無錢飲酒、酒類の万引、酒を飲む金員を得るための窃盗・詐欺等）、④犯罪を引き起こす背景事情に飲酒問題を抱え、あるいはそうした背景事情が更生を阻害する要因となっているもの（アルコール依存症・アルコール精神病による問題行動やその他飲酒による問題行動が家庭崩壊や社会的孤立を生み犯罪に至る事例等）が挙げられる。さらに、ここに挙げた複数の要素が相互に連関して犯罪に結び付くこともある。

これらのほか、アルコールの提供が犯罪となる場合（未成年者に対する酒類の提供、飲酒運転をするおそれのある者に対する酒類の提供等）、アルコールを犯罪の道具として利用した犯罪（準強姦等）、その他被害者が酩酊している場合なども、広い意味でアルコールと関連する犯罪といえる。

3 本研究の目的

以上のとおり、飲酒は、直接又は間接に犯罪を促進する要因となることがあるとともに、更生を阻害する要因にもなることがあると考えられるが、飲酒の問題を抱えた犯罪者の効果的な再犯防止・社会復帰を図るためにには、その実態を明らかにし、問題性を的確に把握して、これに応じた処遇を行いつつ、問題解決のための総合的な施策を実施していく必要があるというべきである。

しかしながら、我が国においては、飲酒の問題を抱えた犯罪者の問題解決のための本格的な取組は、始まったばかりであり、この問題についての研究は、未だ十分に進んでいないというのが現状である。一般人の飲酒行動に関しては幾つかの全国規模の調査が実施されているが、犯罪者の飲酒問題の実態に関する全国規模の調査・統計は極めて少なく、飲酒運転に関するものや検挙者中のアルコール中毒者の比率といった限定的な項目についてのもの、特定の刑事施設における酒害教育対象者を対象に行われた小規模の報告等にとどまっている。さらに、これらの調査・報告では、飲酒量のとり方がそれぞれに違っているなどして、相互の比較が困難なものが多い。

そこで、本研究では、受刑者及び保護観察対象者を対象とした全国的な調査を実施し、その結果を統計的に分析することにより、従来の研究では十分に明らかでなかった我が国における飲酒の問題を抱えた犯罪者の実態を明らかにするよう努め、次に、我が国及び飲酒問題について先進的な施策を講じているオーストラリアにおける飲酒の問題を抱えた犯罪者の処遇の現状を紹介し、今後の課題を明らかにすることにより、これらの者に効果的な処遇を実施するのに必要な基礎的資料を提供したいと考えた。

なお、本研究においては、「飲酒の問題を有する犯罪者」を、酩酊下で犯罪に及んだ者やアルコール依存症等の確定した診断のある犯罪者に限定することなく、飲酒行動が直接又は間接に犯罪の原因となっている犯罪者を広く取り上げることとした。犯行時の酩酊状態は、一部を除き、測定そのものが困難であるし、アルコール依存症・アルコール精神病者との確定した診断のある者は、飲酒問題を抱えた犯罪者のうちのごく一部にすぎず、それのみを扱うのでは、飲酒に関連する犯罪者のうちの極めて限定された範囲でしかその実態を捉えることができない上、何より飲酒の問題を抱える犯罪者の効果的な処遇を模索していくためには、飲酒行動が直接又は間接に犯罪の原因となっている犯罪者を広く考察の対象とする必要があると考えられるからである。

ところで、一般人の飲酒行動の実態について、全国規模で調査が行われているものとして、清水新二らによる「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題」における全国調査（平成13年）がある。一般にアルコールを多量に摂取する問題性の高い飲み方をしていると考えられる飲酒者、すなわち「多量飲酒者」をどのように定義するかについては、様々な考え方があるところ、同調査においては、国際的水準に則って飲酒量の

測定を行った上、通常は1日の飲酒量を基に定義される「多量飲酒者」について、飲酒量と飲酒頻度をかけ合わせたQ F法 (quantity and frequency method) による操作的定義を試み、飲酒パターンを**1－1－3－1図**のとおり「多量飲酒者」、「常習飲酒者」、「社会的飲酒者」、「機会飲酒者」、「非飲酒者」の5つに分類し、これに従って、一般人の飲酒行動の実態と飲酒に影響された犯罪その他の問題行動等との関連を社会学的見地から詳細かつ緻密に分析しており³⁸、この分類は、本研究において一般人と犯罪者との飲酒行動等を比較・検討するのにも有用であろうと考えられる。そこで、本研究においても、飲酒の問題を有する犯罪者の実態を分析するに当たり、必要に応じこのQ F法に基づいた飲酒パターンの分類（以下「Q F分類」という。）に従って分析を行った。

1－1－3－1図 Q F法による飲酒パターン分類

| 飲酒頻度 \ 飲酒単位 | 10以上 | 9～6 | 5～2 | 2未満 |
|------------------------|----------------------------|-----|-----|-----|
| ほ ぼ 每 日 | 多量飲酒者 (Hard Drinker) | | | |
| 週 週 3 ～ 4 回 1 ～ 2 回 | 常習飲酒者 (Regular Drinker) | | | |
| 月 1 ～ 3 回 | 社会的飲酒者 (Social Drinker) | | | |
| そ れ 以 下 | 機会飲酒者 (Occasional Drinker) | | | |
| 全く飲まない | 非飲酒者 (Non-Drinker) | | | |

注 「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題－健康日本21の実効性を目指して－」による。

なお、飲酒量の測定に当たっては、酒の種類が同じであっても、個々の酒によりアルコール濃度に差異がある上、回答者の記憶による大まかな飲酒量を基にせざるを得ないことから、これを概括的な基準を用いて純アルコール量に換算せざるを得ない。換算の割合についても、例えば、WHOの共同研究の成果であるAUDITでは純アルコール9～12gを、厚生労働省が壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に進めている「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では同10g²²を、前記の清水らによる調査では同12g³⁸をそれぞれ1単位とするなど、若干の幅が見られる。本研究においては、前記の清水らによる調査と比較する目的もあることから、これと同じく、1単位を純アルコール12gとする基準を採用し、この基準に照らした概算によって飲酒単位に換算することとした（ビール500mlを1.5単位、日本酒1合を2単位、焼酎100mlを2単位、ウイスキー30mlを1単位、ワイン100mlを1単位として換算した。）。

第2節 我が国の飲酒傾向

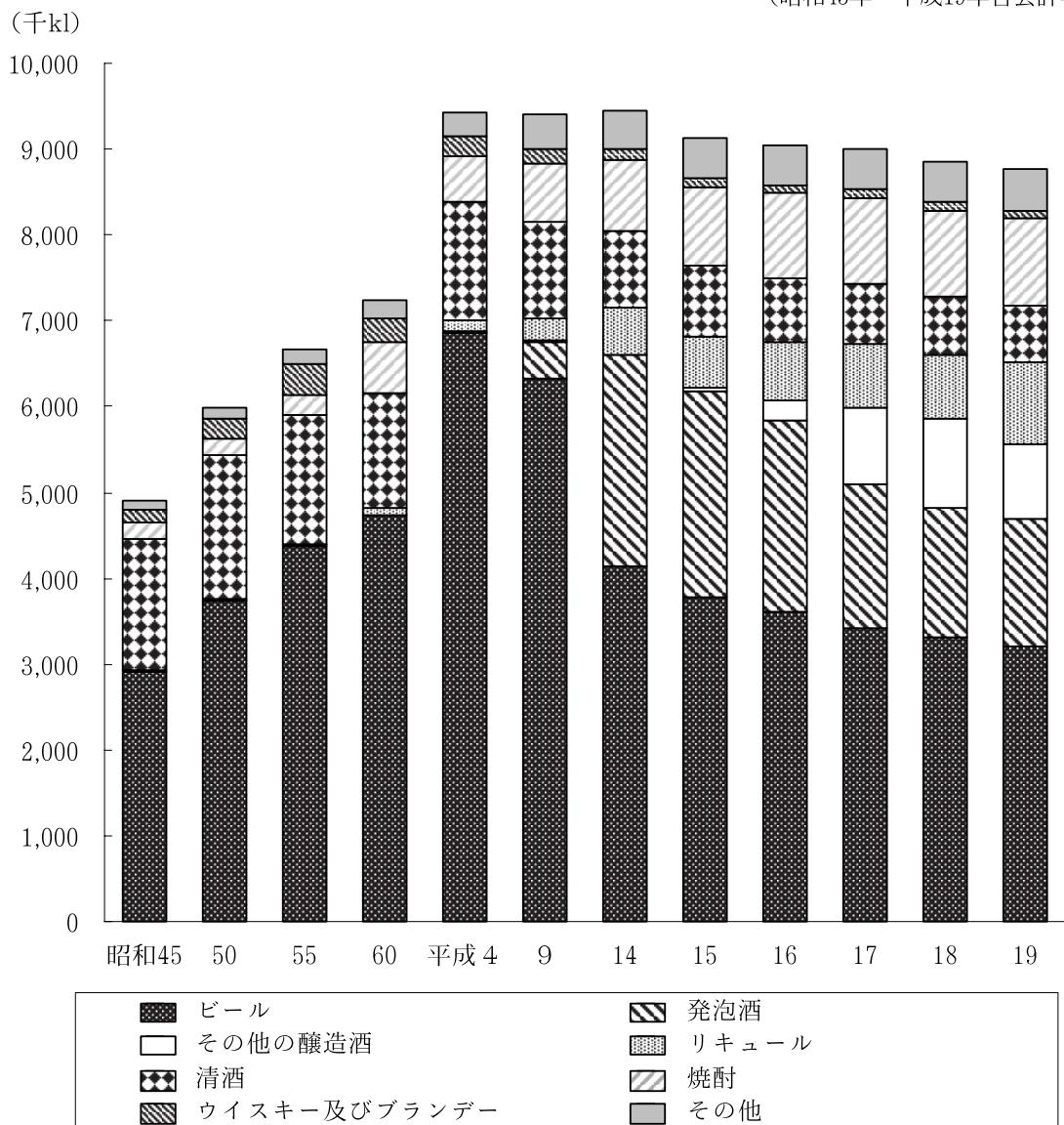
最初に、我が国の飲酒傾向を概観する。

1-2-1図は、国税庁課税部酒税課による酒類の課税数量合計に基づき、国全体の酒類販売（消費）数量の推移を見たものである⁹⁾。

その数量は、長く右肩上がりで増加する傾向にあったが、最近はやや減少傾向にある。酒の種類別に見ると、焼酎やリキュール等が増加する一方、発泡酒を含むビール系飲料、清酒、ウイスキー類が減少するなど、酒類の嗜好に変化が見られる。

1-2-1図 酒類販売（消費）数量の推移

(昭和45年～平成19年各会計年度)



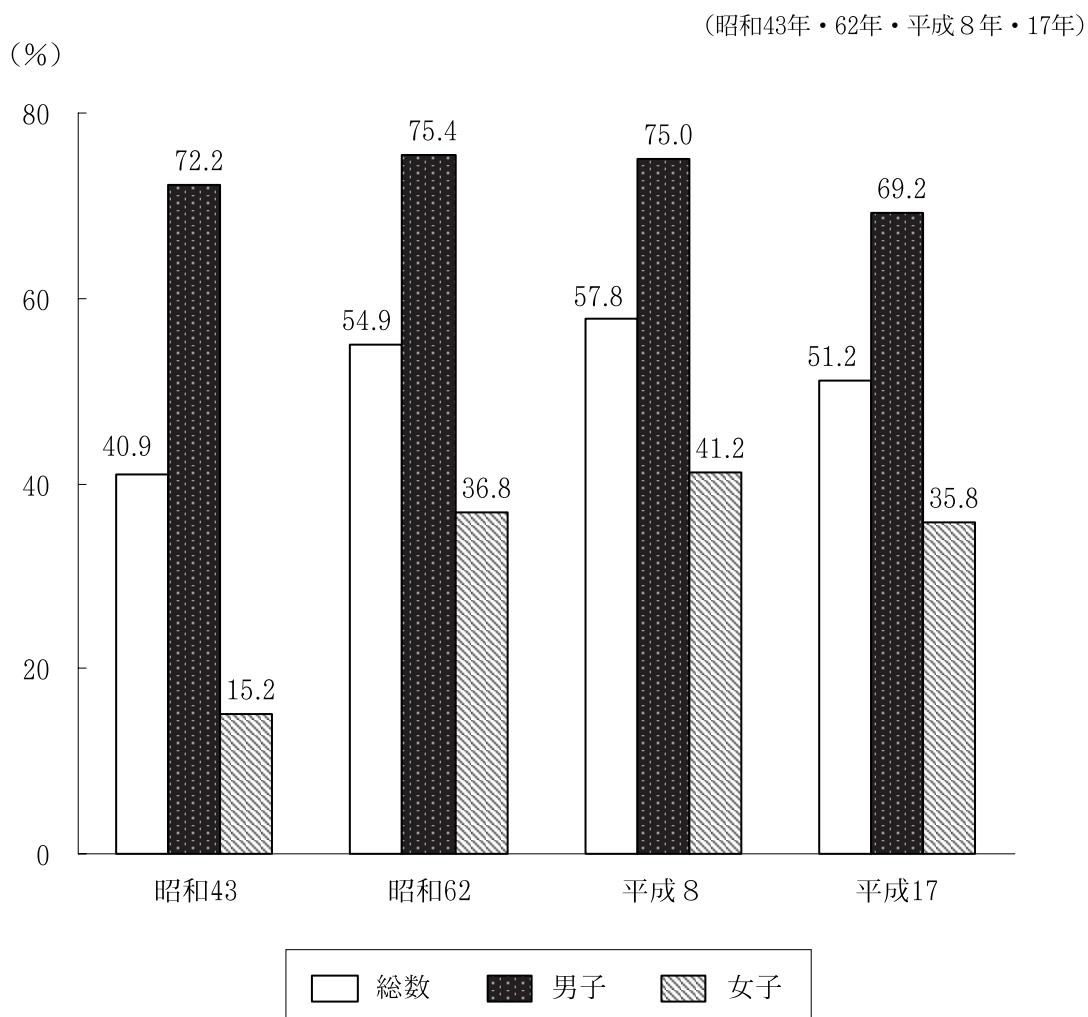
注 1 国税庁課税部酒税課の「酒のしおり」(平成21年3月)による。

2 「その他」は、合成清酒、みりん、スピリット等、果実酒及び甘味果実酒の合計である。

1－2－2図は、総理府による酒類に関する世論調査（昭和43年、62年）、健康・体力づくり事業財団による健康づくりに関する意識調査（平成8年）及び厚生労働省による国民健康・栄養調査等の全国調査（平成17年）に基づき、男女別に成人中の飲酒者（月に1回以上飲酒している者）の比率の推移を見たものである^{1,2,12,16}。

昭和43年に40.9%であった成人中の飲酒者の比率は、63年には54.9%，平成8年には57.8%まで上昇したが（この間、特に、女性の飲酒者の比率の上昇が目立っている。），17年は、51.2%とやや減少している。

1－2－2図 男女別成人中の飲酒者の比率の推移

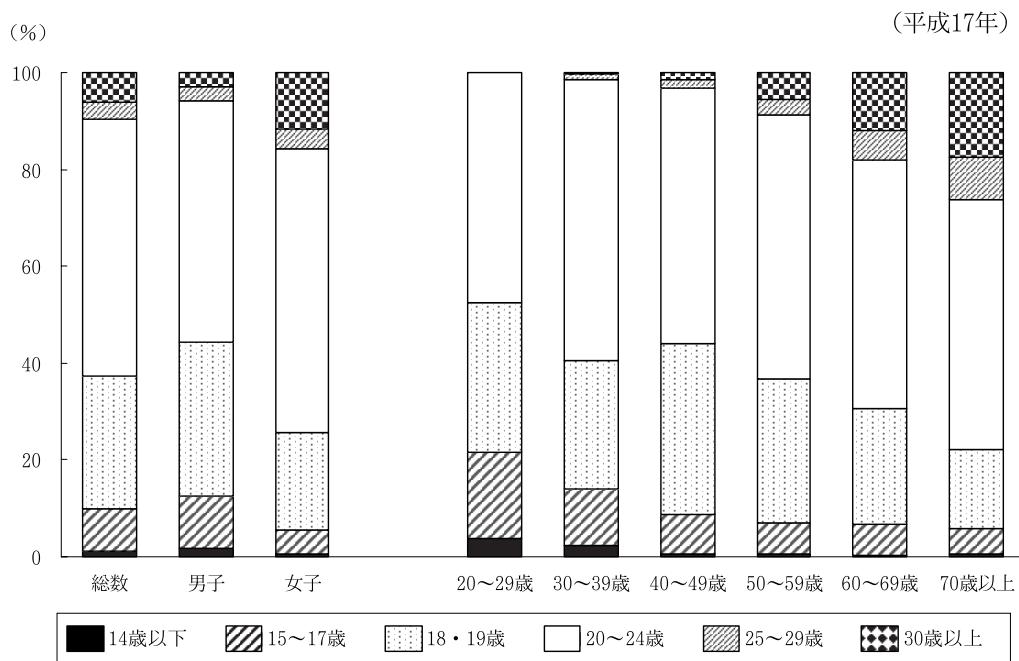


- 注 1 昭和43年及び62年は、総理府の「酒類に関する世論調査」による。なお、飲酒者全体から飲酒頻度が月1回以下の者を除いた推計値である。
 2 平成8年は、健康・体力づくり事業財団の「健康づくりに関する意識調査報告書」による。
 3 平成17年は、厚生労働省の「平成17年国民健康・栄養調査報告」による。

1－2－3図は、厚生労働省による国民健康・栄養調査等の全国調査（平成17年）に基づき、男女別・年齢層別に成人飲酒者（現在又は過去に月に1回以上の飲酒がある者）の飲酒開始年齢を見たものである¹²。

成人飲酒者中の男子の44.2%、同女子の25.7%が20歳未満で飲酒を開始している。20～29歳の層では14歳以下で飲酒を開始した者の比率が3.8%を占めている。

1－2－3図 男女別・年齢層別成人飲酒者の初回飲酒年齢



注 厚生労働省の「平成17年国民健康・栄養調査報告」による。

さらに、厚生労働省による国民健康・栄養調査等の全国調査（平成18年）に基づき、男女別に飲酒の頻度を見たのが次頁の**1－2－4表①**、同じく1日当たりの飲酒量を見たのが**同表②**である¹³。

毎日飲酒する者が、成人男子の33.3%、同女子の6.1%を占めている。また、飲酒者（月に1回以上飲酒する者）のうち、1日当たり5合以上という大量の飲酒をしている者が、成人男子の3.2%、同女子の1.3%いる。

1-2-4表 男女別飲酒の頻度・1日当たりの飲酒量

(平成18年)

① 飲酒の頻度

| | 総 数 | 男 子 | 女 子 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|
| | 人員 (構成比) | 人員 (構成比) | 人員 (構成比) |
| 総 数 | 7,751 (100.0) | 3,556 (100.0) | 4,195 (100.0) |
| 毎 日 | 1,441 (18.6) | 1,185 (33.3) | 256 (6.1) |
| 週 5 ~ 6 回 | 492 (6.3) | 340 (9.6) | 152 (3.6) |
| 週 3 ~ 4 回 | 426 (5.5) | 253 (7.1) | 173 (4.1) |
| 週 1 ~ 2 回 | 624 (8.1) | 298 (8.4) | 326 (7.8) |
| 月 1 ~ 3 回 | 763 (9.8) | 292 (8.2) | 471 (11.2) |
| や め た | 160 (2.1) | 101 (2.8) | 59 (1.4) |
| ほとんどの飲まない | 3,845 (49.6) | 1,087 (30.6) | 2,758 (65.7) |

② 1日当たりの飲酒量

| | 総 数 | 男 子 | 女 子 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|
| | 人員 (構成比) | 人員 (構成比) | 人員 (構成比) |
| 総 数 | 3,741 (100.0) | 2,365 (100.0) | 1,376 (100.0) |
| 1 合 未 満 | 1,508 (40.3) | 754 (31.9) | 754 (54.8) |
| 1 ~ 2 合 未 満 | 1,229 (32.9) | 831 (35.1) | 398 (28.9) |
| 2 ~ 3 合 未 満 | 624 (16.7) | 482 (20.4) | 142 (10.3) |
| 3 ~ 4 合 未 満 | 214 (5.7) | 173 (7.3) | 41 (3.0) |
| 4 ~ 5 合 未 満 | 73 (2.0) | 50 (2.1) | 23 (1.7) |
| 5 合 以 上 | 93 (2.5) | 75 (3.2) | 18 (1.3) |

注 厚生労働省の「平成18年国民健康・栄養調査報告」による。

先に述べたように、「多量飲酒者」をどのように定義するかは様々な考え方がある。

「健康日本21」においては、「1日平均3合（純アルコールで約60g）以上飲酒する者」を多量飲酒者と定義している²²が、その目標策定時の基準値として用いられた平成8年の健康・体力づくり事業財団による意識調査では、この定義による多量飲酒者の割合は、成人男子4.1%，同女子0.3%であったところ¹⁶、目標達成度の中間評価に用いられた16年の国民健康・栄養調査等の全国調査による中間実績値は、成人男子5.4%，同女子0.7%と増加している^{11,23}。また、多量飲酒者の定義がやや異なるが、前記の清水らによる調査（平成13年）では、「ほとんど毎日3合以上を飲酒する者」を多量飲酒者と定義し、同調査では、成人男子の5.8%，同女子の0.5%がこの定義による多量飲酒者に該当した³⁸。さらに、前記の樋口らによる調査（平成15年）及び同人らによる「成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究」における全国調査（平成20年）では、「ふだん飲酒するときの1日飲酒量が純アルコール60g以上を飲酒する者」を多量飲酒者と定義しているが、これらの調査では、平成15年は成人男子の12.7%，同女子の3.4%が、20年は成人男子の12.0%，同女子の3.1%が、この定義による多量飲酒者に該当した^{24,25}。

第3節 飲酒と犯罪

先に述べたように、飲酒と犯罪との間には広範かつ多様な関連が考えられるところであるが、我が国においては、犯罪者の飲酒問題の実態に関する全国規模の調査・統計は極めて少なく、わずかに飲酒運転に関するものや検挙者中のアルコール中毒者の比率といった限定的なものがあるにすぎない。

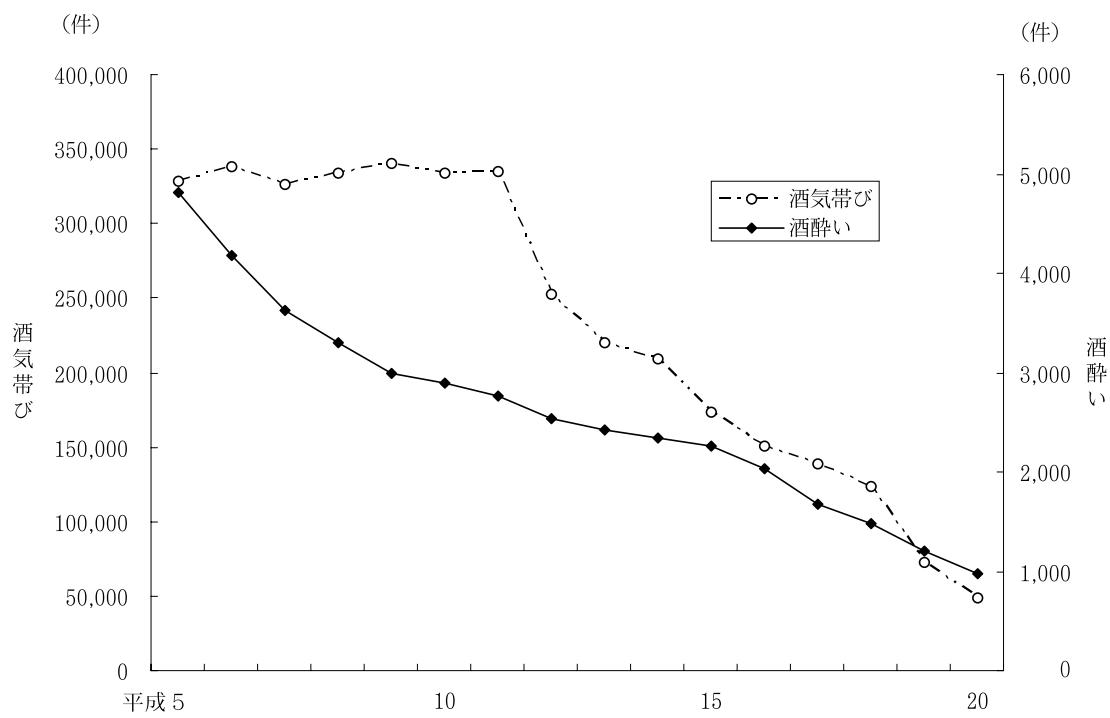
以下、これら若干の既存の調査・統計を紹介する。

1－3－1図は、違反態様別飲酒関連道路交通法違反送致件数の推移（平成5年以降）を見たものである。

酒気帯び・酒酔い運転とともに、減少傾向が見られる。平成14年6月、飲酒運転に対する罰則が強化されるとともに、酒気帯び運転となる飲酒レベルを呼気中アルコール濃度0.25mg以上から0.15mg以上に拡げる改正道路交通法が施行されているが、その後も減少を続けている。

1－3－1図 違反態様別飲酒関連道路交通法違反送致件数の推移

（平成5年～20年）



注 1 警察庁交通局の統計による。

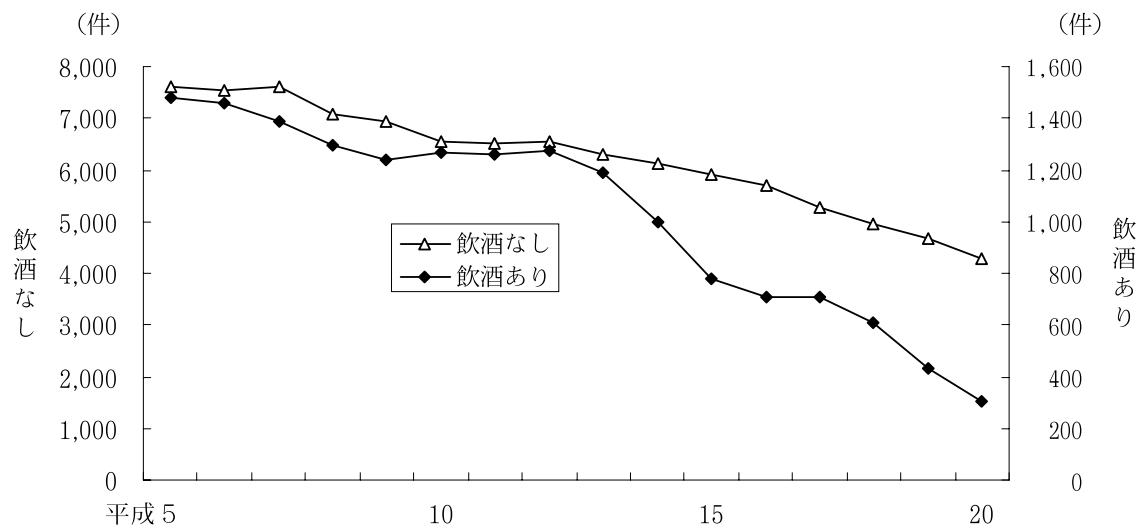
2 「送致件数」は、非反則事件として直接送致手続をとった件数である。

1-3-2図は、交通事故の第1当事者の飲酒の有無別死亡事故件数の推移（平成5年以降）を見たものである。

第1当事者が飲酒していた死亡事故は、平成5年には1,480件だったものが、21年には292件にまで減少している。

1-3-2図 第1当事者の飲酒の有無別死亡事故件数の推移

(平成5年～20年)



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 軽車両及び自転車を除く。
 3 「第1当事者」は、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

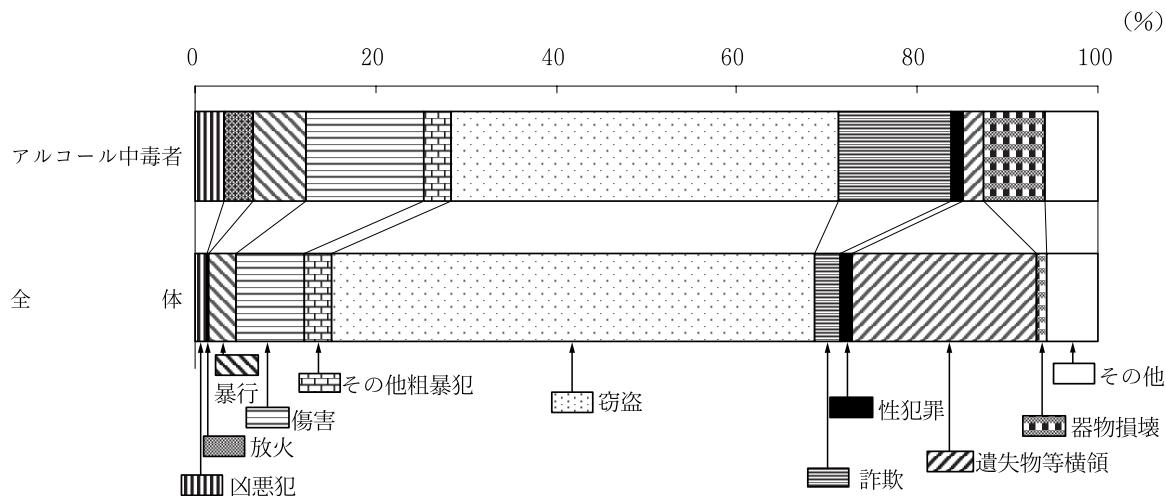
前記の樋口らによる調査（平成20年）によると、我が国における飲酒運転の生涯経験率は、男性30.1%，女性8.0%にも上っている²⁵。近時、こうした飲酒運転のまん延を背景に、飲酒酩酊者の危険な運転による悲惨な事故が社会の耳目を集め、危険運転致死傷罪の新設や道路交通法の罰則強化といった立法につながり、平成19年4月には、内閣府、法務省、警察庁、国土交通省、経済産業省及び厚生労働省による「常習飲酒運転者対策推進会議」が立ち上げられ、様々な対策や今後の取組への方針がまとめられている。

1-3-3図は、アルコール中毒者的一般刑法犯検挙人員（平成元年から21年までの21年間の累計）の罪名別構成比を、一般刑法犯検挙人員全体の構成比と比較して見たものである。

アルコール中毒者の検挙人員は、窃盗（42.8%）、傷害（13.0%）、詐欺（12.5%）の順で数が多いが、全体の構成比と比較すると、凶悪犯、放火、暴行、傷害、器物損壊、詐欺等の比率が高く、窃盗、遺失物等横領等の比率は低い。

1-3-3図 主要罪名別アルコール中毒者的一般刑法犯検挙人員の構成比

（平成元年～20年の累計）



注 1 警察庁の統計による。

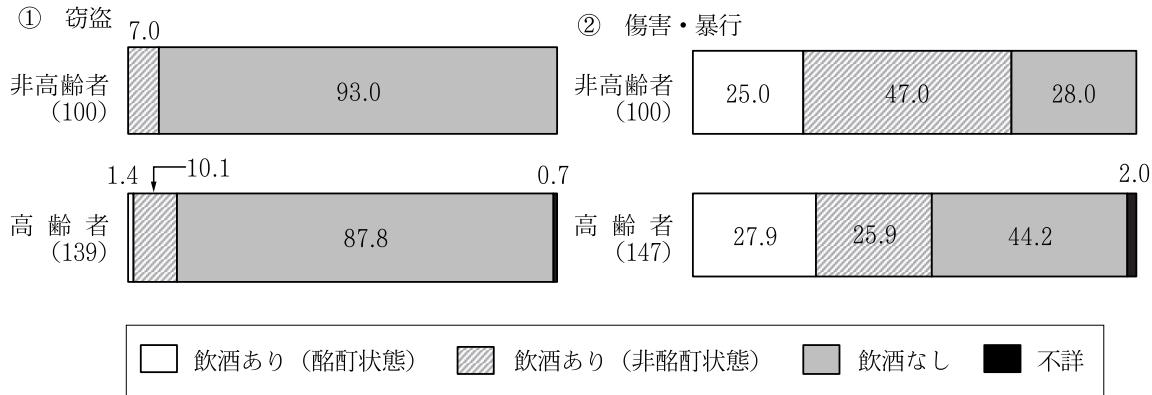
- 2 「アルコール中毒者」は、慢性アルコール中毒症状（アルコールの影響による手の震え、言語障害等の身体的症状及びアルコールの影響による抑制力、理解力、判断力が減退し、被害もう想的な幻聴が起こるなどの精神的状況）を有し、酒に依存しなければならない状態にある者をいう。
- 3 「凶悪犯」は、殺人及び強盗をいい、「その他粗暴犯」は、凶器準備集合、脅迫及び恐喝をいい、「性犯罪」は、強姦、強制わいせつ及び公然わいせつをいう。
- 4 危険運転致死傷を除く。

法務総合研究所でも、飲酒と犯罪の関係に着目した調査を幾つか実施している。

1－3－4図は、平成20年版犯罪白書において、高齢犯罪者についての特別調査を実施した際、主に19年中に東京地方検察庁及び東京区検察庁において受理された者を対象として、窃盗及び傷害・暴行事犯者の犯行時の飲酒の影響を調査したものである⁷⁾。

犯行時に飲酒していた者の比率は、窃盗では、非高齢者が7.0%，高齢者が11.5%にすぎなかつたが、傷害・暴行では、非高齢者が72.0%，高齢者が53.7%と高かった。

1－3－4図 窃盗及び傷害・暴行の犯行時の飲酒の影響



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「非高齢者」は、事件受理時に65歳未満の者をいう。

3 「高齢者」は、事件受理時に65歳以上の者をいう。

4 「酩酊状態」は、犯行時に飲酒のある者のうち、当該事件の確定記録上、酔って記憶がないなど酩酊状態をうかがわせる甚だしい供述等がある場合を指し、「非酩酊状態」は、それ以外の場合を指す。

5 () 内は、実人員である。

6 調査の対象範囲については、法務総合研究所編「平成20年版犯罪白書」270ページ参照。

また、平成19年版犯罪白書において、殺人再犯者（平成19年5月1日現在、殺人（強盗殺人を含む。）により受刑中であって、過去にも殺人により受刑したことがあり、そのうち1回以上は既遂事案である者）のうち、殺人の犯行前に飲酒していた者について調査したところ、初度（過去の殺人事犯）・再度（現に受刑中の殺人事犯）別の犯行動機・原因ごとに、犯行前に飲酒していた者の比率を見ると、犯行動機・原因が「性的動機」の者が、初度で8人中4人の50.0%，再度で6人中4人の66.7%と最も高く、次いで、「憤まん・激情」の者が、初度で37人中18人の48.6%，再度で32人中21人の65.6%と高かった⁶⁾。